

# 登録ALC基幹技能者講習 受講要件

登録ALC基幹技能者講習を受講することができるのは、次の要件の全てを満たすALC技能者です。

1). 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく「エーエルシーパネル施工技能士」の資格を有すること

※合格証書、技能士手帳又は技能士カードの写しが必要です。

2). 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく「タイル・れんが・ブロック工事」であるALCパネル工事に関して、10年以上の実務経験を有すること

※10年以上の実務の経験を証明する書類で、その内容について事業主等が証明したものがが必要です。

3). 2)の実務経験のうち3年以上の職長経験を有すること

※次のA及びBの書類が必要です。

A：3年以上の職長の経験を証明する書類で、その内容について事業主等が証明したもの

B：a又はbの書類が必要です。

a. 職長・安全衛生責任者教育の修了証の写し等

b. Aに記載の職長経験について、所属する勤務先事業主以外の元請建設業者等が証明したもの

以上